

## 協 定 書

東京都（以下「甲」という。）と国立大学法人 東京農工大学（以下「乙」という。）は、次の条項により協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲乙が連携して、資源利用のあり方を持続可能なものへと変革するため、普及啓発活動等を通じて、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの削減（以下「本事業」という。）を積極的かつ効果的に推進することを目的とする。

### （取組内容）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる取組を連携して実施する。

- 一 大学構内における本事業の普及啓発に関すること。
- 二 本事業に関する情報発信及び社会的な機運醸成に関すること。
- 三 その他本事業に関すること。

2 甲及び乙は、前項に規定する取組を実施しようとするときは、必要に応じ、当該取組の内容、実施条件その他必要な事項について、甲乙協議の上別途定めるものとする。

### （有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了の日の30日前までに、甲及び乙双方からの申し出のない場合には、更に1年間延長され、以降、この例によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、甲乙協議の上、有効期間の短縮又は延長ができるものとする。

### （その他）

第4条 この協定書に疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

令和元年8月9日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
東京都  
東京都知事 小池 百合子

乙 東京都府中市晴見町三丁目8番1号  
国立大学法人 東京農工大学  
学 長 大 野 弘 幸